

# 第25期小山市農業委員会 第7回総会議事録

令和5年12月25日

1. 開催日時 令和5年12月25日（月）午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 17人

会長 19番 大塚 稔（議長）

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

16番 石川 政道

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

4. 欠席委員

1番 保坂 健司

15番 山本 光康

## 5. 付議事件

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 非農地証明願について  
議案第5号 農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について  
議案第6号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について  
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について  
（再配分）  
報告第1号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

## 6. 出席職員

### 農業委員会事務局

|            |      |    |     |
|------------|------|----|-----|
|            | 事務局長 | 高橋 | 信雄  |
| 農地調整係      | 係長   | 高山 | 芳雄  |
|            | 主査   | 金澤 | 卓哉  |
|            | 主事   | 渡辺 | 駿介  |
| 農地利用最適化推進係 | 係長   | 中村 | 俊也  |
|            | 主査   | 笹崎 | ひろ子 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は17名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 会 長 | <p>(会長挨拶)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長 | <p>ただいまより、第7回総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を行っていきたいと思います。</p> <p>初めに、議事録署名人の選出を行いたいと思います。いかに選出したらよろしいかお諮りします。</p> <p>(議長一任との声あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長 | <p>それでは、6番田口正剛委員、12番菅沼正治委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の金澤主査を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。お手元の議案書をごらんください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | <p>議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書の2ページ、別紙位置図1～2ページをご覧ください。</p> <p>今回は、3件の申請がございました。</p> <p>まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。</p> <p>対象農地は : 畑2筆 面積 1,648㎡</p> <p>権利取得後の経営面積は : 26a</p> <p>農機具等の保有状況は:トラクター、管理機を所有しており</p> <p>労働力は: 2人</p> <p>申請地は、自宅から3kmのところに位置する農地です。</p> <p>以上が1番でございます。</p> <p>続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。</p> |

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 6,116㎡

権利取得後の経営面積は : 842a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から50mのところに位置する農地です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 248㎡

権利取得後の経営面積は : 300a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から7kmところに位置する農地です。

以上が3番でございます。

以上、3件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

19番

番号1番について、欠席の担当委員に代わり、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

申請地は、渡し人の名義ではありますが、以前から、受け人が隣地と一体的に耕作していました。今後も受け人が耕作していく意欲があるため、名義を自身にしたいということで話を持ち掛けたところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4番

番号2番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。

隣接する土地に住んでいる受け人に相談したところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3 番 番号3番について、補足説明をさせていただきます。本件は農地法第3条の規定による売買に関する案件です。

渡し人は農業を行っておらず、小山市外に在住しているため農地の管理に苦慮しており、以前より農地を手放すことを検討しました。どなたかに譲渡したいと考え、親族関係にある受け人に相談したところ、贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

許可することが相当と思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明を申し上げます。

相続税の納税猶予制度とは、相続人が農地を相続によって取得し農業を継続するときに、一定の条件を満たした場合、相続税の納税が猶予される制度です。

議案書の2ページ別紙位置図3ページをご覧ください。

今回は1件の願出がございました。

それでは、番号1番をご覧ください。

農地の生前一括贈与はございません。

相続開始年月日 : 令和5年3月5日

続柄は : 子

被相続人とは : 同居で生計を共にしていました。

農業従事実績 : あり

相続農地の経営開始は : 令和5年3月5日

相続税納税猶予の特例を受けたい農地面積は、

市街化区域の 畑 登記面積 4,673㎡、仮換地面積 3,127㎡

市街化調整区域の 田 6,195㎡

以上が1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

19番 番号1番について、欠席の担当委員に代わり、補足説明をさせていただきます。  
本件は相続税の納税猶予に関する適格者証明願に関する案件です。  
願出地は、農地として適正に管理されておりました。願出人は、今後も農業を続けていきたいとのことです。  
従いまして、適格者と認め、証明して差し支えないと思われますので、ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。  
議案書3ページ、別紙位置図4～5ページでございます。  
今回は、3件の申請がございました。12月15日に調査委員会第1班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積472㎡。

申請の理由ですが、申請人は結婚して以来アパートで暮らしてきましたが、子どもの成長に伴い自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家から近く、子育ての協力が得られ、自己用住宅の建築に適していることから、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市上水道、排水は合併浄化槽処理後敷地内浸透。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・南・東側は宅地、西側は道路。農地との間は植栽を設け、周辺農地へ影響を出ないようにするとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費2,353万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積20㎡。

申請の理由ですが、受け人は平成22年に申請地の隣接地に自己用住宅を建築しました。今回息子が隣接地に自己用住宅の建築を計画したところ、排水管等の設備が越境していることが分かり、今回の申請に至ったとのことです。申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市上水道、排水は合併浄化槽処理後敷地内浸透。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側は息子が転用申請している農地、南・東側は宅地、西側は道路。

今後違反しないとのことで始末書が添付されております。

以上が2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、事務所倉庫でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積661㎡。

申請人は塗料、工業薬品、設備等表面処理に関する商材を販売しています。近年取引が拡大しており、現在の敷地では手狭になるため倉庫の建築を計画しました。申請地は既存敷地に隣接しており、一体として利用することができることから適地であり、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後市下水道に放流。雨水は敷地内自然浸透。周辺の隣地状況ですが、東・西側は水路、南側は宅地、北側は道路。周りにはネットフェンスを設け防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費2億3,497万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が3番でございます。

次に、番号4番をご覧ください。

転用の目的は、建売分譲でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積6,325㎡。

申請の理由ですが、受け人は不動産業を業とする法人です。小山市内においても、宅地分譲を造成してきました。申請地の周辺は住宅地が散在しており、市街化区域にも近接しております。住環境がよいため、建売分譲に適していることから、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後市側溝へ放流。雨水は雨水浸透層で排水処理。

周辺の隣地状況ですが、北・南・西側は畑、東側は道路、農地との境には擁壁を建てて防除するとのことです。

資金計画につきましては、全体事業費3億9,173万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が4番でございます。

議長      ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

10番      番号1番2番について、関連がありますので併せて補足説明いたします。  
番号1番の受け人は、現在アパートで夫婦と子どもで暮らしておりますが、将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家に隣接しており将来親の介護をすることができることから、建築地に適しており、申請に至ったとのことです。

番号2番の受け人は番号1番の受け人の親であります。今回息子の自己用住宅の計画をしたところ、自宅の排水管が農地に越境していることがわかり、申請に至ったとのことです。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

19番      番号3番について、欠席の担当委員に代わり、補足説明いたします。  
受け人は、現在隣接地において塗料、工業薬品等の販売等を業としております。事業拡大に伴い現在の敷地内の倉庫では容量が確保できないため、倉庫の新設を検討し、申請に至ったと

のことで。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

11番

番号4番について、補足説明いたします。

受け人は、不動産業を業とする法人です。新たな建売分譲を計画したところ、申請地の周辺は住宅街になっており、市街化区域にも近い地域であることから、建売分譲に適しているため、今回の申請に至ったとのこと。

許可することが相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

14番

番号4番について質問します。

許可書の許可条件の中に、建売分譲であることは明記されるのですか。

事務局

許可申請書に建売分譲について記載されており、許可書の転用目的の欄に建売分譲と記載されます。

議長

質疑はありませんか。

(特になし)

議長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

「異議なし」と認め議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、別紙位置図6～7ページでございます。

今回は、3件の申請がございました。12月15日に調査委員会第1班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積324㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和28年頃から宅地として利用されてきました。このたび新たに農地を取得しようとしたところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも37年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

次に、番号2番をご覧ください。

願出地は、田2筆、畑1筆、面積211㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和49年頃から宅地として利用されてきました。このたび家の建て替えを計画したところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも49年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が2番でございます。

次に、番号3番をご覧ください。

願出地は、田1筆、畑1筆、面積124㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和62年頃から宅地として利用されてきました。このたび敷地隣に娘夫婦の自宅を建てようとしたところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも36年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が3番でございます。

以上3件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

4 番

番号1番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和28年頃から住宅敷地として利用されてきました。新たに農地を取得するため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 18番 | <p>番号2番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。</p> <p>願出地は、昭和49年頃から住宅敷地として利用されてきました。自宅の建て替えをするために調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。</p> <p>非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>                                                                              |
| 13番 | <p>番号3番について、補足説明いたします。この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。</p> <p>願出地は、昭和62年頃から住宅敷地として利用されてきました。隣接地内に娘夫婦宅を建築するため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。</p> <p>非農地で証明してやむを得ないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>                                                                        |
| 議長  | <p>ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。</p> <p>(特になし)</p>                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長  | <p>これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。</p> <p>議案第4号「非農地証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p>                                                                                                                                                                                       |
| 議長  | <p>「異議なし」と認め議案第4号「非農地証明願について」、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件があります。議案第5号の利用権設定分のうち、8ページ記載の番号26番から28番は保坂健司委員に関する案件で、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますが、本日は保坂委員が欠席のため、このまま議事を進行いたします。議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案書の内容を読み上げる)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | <p>これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。ご意見、ご異議はござ</p>                                                                                                                                                                                                                                              |

いませんか。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第6号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め議案第6号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案書の内容を読み上げる)

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 (議案書の内容を読み上げる)

事務局 ただいま、事務局より説明がありましたが、これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について(再配分)」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について(再配分)」について、原案のとおり可決いたします。  
報告第1号から第4号について事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議 長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。  
以上をもちまして、第7回総会を閉会いたします。